

早稲田大学博士論文(概要)		
2008	学位記	文科省報告
	4938	甲 2740

## ○博士論文概要

近代国家において、「国民」「外国人」の区分は市民権獲得の基準となる国籍の有無によって決定されるのが一般的であった。しかるに、戦後日本では旧植民地人の帰属国籍の決定という重大な局面において、「日本国民」であるか否かを画する礎石となったのは戸籍である。如上の問題意識から出発すれば、近代日本における国籍法と戸籍法がいかなる法制度として構想され、実施されたのかを遡って考究する必要がある。そこで本論文では、朝鮮、台湾、樺太、南洋群島、さらに満洲へと拡張されていった「大日本帝国」の領域において展開された国籍政策及び戸籍政策の立案と実施の過程を追跡し、近代日本の植民地統治において「日本人」はどのように画定されたのか、そこにはいかなる政治的意味が介在していたのかについて考察する。

幕末における西欧との本格的な遭遇を契機に「国民」の画定の必要を認識した日本政府は、近代国家建設の過程において国籍法の立法に着手し、1899年に成文法の国籍法を制定した。これは以下のような特色をもつものであった。第一に、日本国籍を出生時に取得する原理として血統主義を採用した。血統によって維持される単一民族国家への信仰が反映されたものといえるが、これが弊害となったのは兵役との関係においてであった。血統主義であれば定住化した外国人は帰化しない限り日本国籍を取得することはなく、兵役を賦課されることはない。よって国籍法は「日本臣民」の徴兵忌避を防止するために第24条で兵役義務に該当する者の日本国籍離脱を禁止したのである。第二に、国籍法は家制度の維持を尊重するものであった。本法では、外国人との婚姻や養子縁組等の身分行為に基づく家籍における入除籍の効果として国籍の得喪が発生することを規定した。これにより、父（家長）を主軸とした家族国籍一体主義という原則が個人の国籍の得喪を左右するものとなった。第三に、二重国籍の取得を禁止していた。国籍法第20条では、帰化により外国の国籍を取得した場合には日本国籍を喪失することを定め、二重国籍の発生に歯止めをかけていた。だが、自己の志望による国籍の離脱を規定していなかったため、米国のように出世地主義を採る国に移住した日本人を父として生まれた子は不可避免的に二重国籍となり、本法の矛盾を露呈するものとなった。第四に、帰化制度に関しては規制的な内容であった。帰化許可を内務大臣の裁量に委ねることで帰化の権利性を否定するとともに、帰化者には公民権の制限を設けた。帰化者に対しては生来的な国家への強固な忠誠心を期待できなかったのである。

要すれば、日本における「国民」という擬制的な一体性を造成する上で重視されたのが血統と家の秩序であった。日本国籍法が戦前において改正を要請される政治問題となったのは、第24条の兵役義務徹底による国籍離脱禁止の規定を争点としてであった。この規定は1924年の改正によって米国やカナダなどにおける日系移民の二重国籍の場合には適用しないという措置がとられただけで、戦後の国籍法改正まで存続した。国防における人的資源の掌握という国家的要請のために、国籍は個人を統御する機能を発揮した。

日本の統治下に置かれた植民地住民は領土変更に関する当事国間の条約に基づいて日本国籍を付与された。植民地人に付与された「日本国籍」は、当該住民を公法上において生来の日本人と差別的に扱うなどの専横的な処遇を国内専管事項として国際的に承認させるための対外的表示であった。台湾人の中国渡航を規制する旅券制度はその典型のひとつであった。

「在外邦人」としての台湾籍民と在外朝鮮人に対する日本の国籍政策においては、「日本人」

の対外的表示として日本国籍を付与し、これを保持させる点では両者とも共通していた。だが、朝鮮に対しては台湾、樺太と異なり、日本国籍法は終始、施行しなかった。これにより朝鮮人から日本国籍を離脱する自由を奪い、属人的管轄権を永続的なものにしようとした。第一に、領域主権の及ばない満洲における朝鮮人の抗日独立運動を取締るために警察権の行使を正当化する。第二に、在満朝鮮人が獲得した経済的権利を「自国民」の利益保護の名目で日本の権益拡張に利用するため、朝鮮人を日本の属人的管轄権の下に繋ぎ止めておく。この二つの目的が在外朝鮮人の日本国籍離脱を防止する企図にあった。

台湾籍民の場合、中国人を台湾籍へと入籍させて「日本国籍」に取り込み、「日本人」として台湾籍民を創出していった。華南に拠点をもつ中国人は、中国において「日本人」であれば享受しうる治外法権に浴することを目的に日本国籍の取得を求めた。一方、日本当局は、日本の南方進出の勢力基盤を築くために、華南を中心に台湾籍民を増加させて組織化するとともに、現地中国人の抗日ナショナリズムに対しては、同族である台湾籍民をその防波堤として利用した。植民地人に対して恣意的に与奪される日本国籍は、植民地人を日本の利害関係に照応して「日本人」として扱うという専権的処遇を可能とする道具となった。

満洲国においては、主権国家たる要件を表示し、建国の正統性を対外的に闡明する指標として、建国草創期より「満洲国国籍」の創設が模索された。そこで1932年から1936年にかけて関東軍、満洲国政府、満鉄、朝鮮総督府等の関係機関によって満洲国国籍法案が立案された。これらの草案が「満洲国国籍」にほぼ共通して追求したのは、在来中国人を民族自決の主体とする独立国家という正統性を保証するための象徴的機能であった。だが国籍法の核となる帰化制度の策定においては次のような複合民族国家ゆえの矛盾を克服できず、統一的指針が形成できなかった。

第一に、国籍取得の原則決定における対立である。満洲国を移民主体の多元的国家として運営する長期的視野に立てば、出生地主義の採用が不可避となる。一方、日本人移民の本国との利害関係を優先すれば血統主義を採用し、在満日本人一世には帰化を介さずに「満洲国国籍」を創設と同時に時に付与することが望ましい。このいずれを選択するか、立案過程では意思統一がみられなかった。第二に、「民族協和」における矛盾である。満洲国建国の正統性を強調する上で、白系ロシア人と中国人労働者については「外国人」の枠に包括したが、前者は無国籍の難民であり、後者は民族的には建国の主体とされる漢族に属する。いずれも画一的に帰化対象に置くには不均衡で、また帰化政策上、日本人や在来中国人との差別化を明文規定することは「民族協和」の国是と背馳するものとなる。さらに朝鮮人に対しては、「日本人」としての帰属を強調して日満二重国籍を正統化する「内鮮一体」と、単一の「満洲国国籍」に帰化させて「満洲国人民」としての帰属を強調する「民族協和」という二つのイデオロギーをいかに整合化するかが、満洲国国籍法の立案過程における難題となった。第三に、国際環境における矛盾である。日満当局では白系ロシア人の「満洲国国籍」取得によって生じるソ連との国際的紛糾への憂慮がはたらき、国籍法立案においても消極的な姿勢が示された。このため日満当局では、白系ロシア人に対する帰化に替わる統制政策として、無国籍の“準外国人”という中間的地位に固定する方策が選択された。

以上の矛盾点から満洲国国籍法の制定作業は座礁し、国家の主権行為として「国民」の法的範囲を規定できず、満洲国はその傀儡性を露呈するものとなった。そして日満の行政先例において汎用された慣習法上の「満洲国国籍」は、国民としての権利義務との実体的関係を有しない観念

的な国籍であった。

如上的ような国籍の政治的道具性を媒介するものが他ならぬ戸籍であった。1871年の「壬申戸籍」を発端として確立されていった日本戸籍は、欧米のような個人単位の身分登録とはならず、個人の身分関係を親子の血縁関係に基づいて公証する形態となった。戸籍は血縁を柱とする観念的な家を公示するものであり、氏によって個人の帰属する家が表徴された。これによって、戸を媒介として戸長―戸主―個人という国家権力に連結する垂直的な支配系統が形成された。そして戸籍に登載される者は日本国籍を有する者に限られるという排外的血統主義を本分とした。

戸籍法は次のような対外的機能を発揮するものとなった。第一に、外国人に対して、戸籍への編入をもって日本国籍の取得とみなした。日本国籍を所望する華南の中国人については、現地領事館は台湾戸籍への入籍を以て台湾籍を取得した「在外邦人」であるという対外的根拠とした。また、在満無籍朝鮮人に対して朝鮮総督府が朝鮮戸籍への就籍を促進し、浮遊する朝鮮人を対外的意味で「日本人」として繋ぎ留めようとした。第二に、戸籍は異民族統治において、治安維持・警察行政の基幹としての役割を前面化させた。台湾においては、警察機関による戸口調査簿を戸籍に相当する身分登録として運用し、社会資本整備や徴税などの行政施策の実施において保甲制度を利用するのが、統治者からみてコスト面からも有益であった。旧慣調査とともに、台湾住民の国勢調査を実施し、これらの政策の実績を基盤として台湾固有の戸籍制度を制定した。第三に、本籍の所在を基準として植民地人は対外的には同一国籍を有する「日本人」であるが、対内的には「外地人」とされ、生来の日本人すなわち「内地人」と判然と区別された。日本は帝国の版図において統一的戸籍法を実施することはせず、植民地別の戸籍法を制定したためである。植民地統治において内地法延長主義を方針とするも、「帝国臣民」における戸籍法の一元化は、血統主義に基づく民族の差別と分断という宗主国民族の優位性を安定させる統治政策にとって阻害要因になると日本当局は判断していた。よって地域間の本籍の移動を一般的に禁止し、地域籍に基づく内地人／外地人という帰属を変換することは認めなかった。

日本戸籍法適用の有無は、国籍保持に伴う公法上の権利義務関係、ことに参政権と兵役についてみた場合、植民地人にとっての「日本国籍」の内実を変容させた。兵役については、国家の危急存亡に際しては生来の日本人にしか磐石の忠誠心を期待しえないとの認識から、日本戸籍法の適用を受けることが徴兵の要件とされ、内地人服役の原則が維持された。だが、総力戦体制のなかで、植民地人も兵員として動員の対象となり、兵役法上の文言修正によって戸籍条項を無化することにより、植民地に日本戸籍法は施行しないという植民地統治における“聖域”は守ったままで朝鮮人・台湾人に対して兵役義務を賦課することを可能とした。一方の参政権については、衆議院議員選挙法上、日本戸籍法の適用は権利付与の要件とされていなかった。だが、衆議院議員選挙法が内地にのみ施行されたので、植民地人は内地に転籍できない以上、参政権行使の条件を満たすことは困難であった。まさしく「日本人」の法的範囲を律する戸籍は、国籍の機能も左右し続けたのである。

アジア太平洋戦争末期に徴兵制をはじめとする戦時動員の代償として、外地での参政権行使と並行して、日本戸籍法の植民地施行や特別立法の方法を以て植民地人の内地転籍の自由化を認める政策案が日本政府内で検討された。だが、内地人と植民地人とを分かつ戸籍の壁の存否を民族の混淆と純血に関わる統治上の根本問題とされ、実現には至らなかった。地域籍による内地人／

外地人という境界は、日本の植民地統治の終結まで固守されたのである。

満洲国における戸籍制度は、建国草創期から「匪賊」掃討と「苦力」の入国規制という治安的観点から緊要とされた。かかる観点から戸口調査—保甲制度—国勢調査という政策を積み重ね、並行して旧慣調査を実施し、戸籍制度を敷設していく政策体系は、台湾統治における政策体系と共通するものである。ただし、満洲国では戸籍法に替わり、多元的民族に適した身分登録法として選択されたのは民籍法であった。暫行民籍法は未制定の国籍法の隙穴を補うべく、「満洲国人民」の身分を公証し、国民意識の醸成を担う目的で制定された。しかし、暫行民籍法において立法の核心であった「満洲国人民」という地位の取得、喪失については法規定をもたなかった。そして民籍制度は実施運用において、居住主義に依拠した従前の慣習法をなぞる以上の措置は打ち出すところがなかった。これは、以下のような要因がはたらいていた。第一に、「苦力」すなわち中国人労働者に対しては民籍の規制的運用が要請された。膨大な「苦力」の流入は在来の漢族と結合して抗日ナショナリズムが噴出する誘因となりうるものとみて、「苦力」を在来の中国人と分断して取締の方針に傾倒した。このため民籍制度は中国人に対する身分識別機構として治安的運用に重点が置かれた。第二に、白系ロシア人については、対ソ連外交関係に左右されて民籍法は民籍法は適用したもの、「満洲国国籍」の取得については明確な指針を示せなかった。第三に、在満日本人の「満洲国国籍」取得に関しては、民籍法運用上の方針を闡明することは留保せざるを得なかった。日本戸籍法の属人主義は満洲国においても貫徹され、日本人は満洲国にあっては日本戸籍の紐帯に繫縛された。これにより、日満において二重の身分証明をもつ結果として、「満洲国人民」と「日本人」という二つの属性が抵触することとなった。だが、あくまで満洲国にある「日本人」という帰属意識を首座に置くために民籍は戸籍に従属するものとなった。在満朝鮮人についても日満当局は満洲国における「皇国臣民」として練成する指導方針を維持した。

統治者の観念上に存立するものでしかない「満洲国国籍」をあえて法制上に具現することで「皇国臣民」意識の希薄化を招来するよりも、在満日本人に対して戸籍と民籍の二重登録を維持することが統治目的に適ったのである。このため、国内の諸民族に「満洲国人民」としての同一性を自覚させ、その身分証明を管理することを通じて国民統合を推進するという民籍法の目的は貫徹されなかった。

満洲国では、最大民族である漢族を民族自決の主体として宣伝する一方、実質上はその分断と抑圧に注力した。そこで諸民族において、漢族を中心に「中国人」として一体化したナショナリズムが勃興することを阻止せねばならなかった。指導民族としての「日本人」のアイデンティティを堅持させることが第一義となるならば、「民族の純血」を公証し「日本人」という帰属意識を貫徹する上での命脈となる戸籍に関しては、日本の治外法権を撤廃した後も行政・司法上の処理権限を日本側の掌中に収めておかねばならなかった。「日本人」を画定し、統制する法秩序としての戸籍は、満洲国統治にあっては不可侵とされたのである。

日本の植民地統治は同化主義を根本方針としていたと一般には把握されている。だが、本論で分析してきたように、植民地人を対外的には国籍を以て画一的に統轄する一方、対内的には戸籍を以て血統的・民族的に峻別する、いふなれば「日本人」と「外地人」という二通りの極印を使い分ける植民地統治の構造が浮かび上がってくるのである。